

# ハッピーボランティアの活動が生活支援に広がります

～三条市高齢者介護予防有償ボランティア活動事業～

ハッピーボランティア（高齢者介護予防有償ボランティア活動事業）とは、高齢者の方が、地域で活躍することで介護予防や健康づくりにつながるように、団体等からの依頼に基づいてボランティア活動を行った場合に、謝礼金を支払うものです。

## 生活支援 ってどんな 活動？

### 【有償ボランティア活動事業の対象活動】

#### ★ 介護・障がい事業所等のサポート

利用者の方のお話し相手、レクリエーションのお手伝い、洗濯物たたみや簡易清掃等の軽作業 など



#### ★ 一人暮らし高齢者等の見守り・安否確認

三条市高齢者等見守り事業が対象  
(定期的にご自宅を訪問するなどの声かけを行います。)



## どうしたら 頼める？

### 【有償ボランティア活動事業の依頼方法】

高齢者の社会参画の相談窓口「セカンドライフ  
応援ステーション」にボランティア活動情報を登録して、活動を希望する方の紹介を受けます。

活動者のボランティア保険は、セカンドライフ応援ステーションが加入します。

様式はHP  
にあります。

セカンド  
ライフ応援  
ステーション

ボランティア  
活動情報  
提供票



## 謝礼金は いくら？

### 【有償ボランティア活動事業の謝礼金の単価】

#### ★ 介護・障がい事業所等のサポート

4時間程度まで 1回 500円

(500円のうち400円が事業所等の負担、残りの100円は市負担)

#### ★ 一人暮らし高齢者等の見守り・安否確認

月1～4回程度の声かけ 1か月 300円

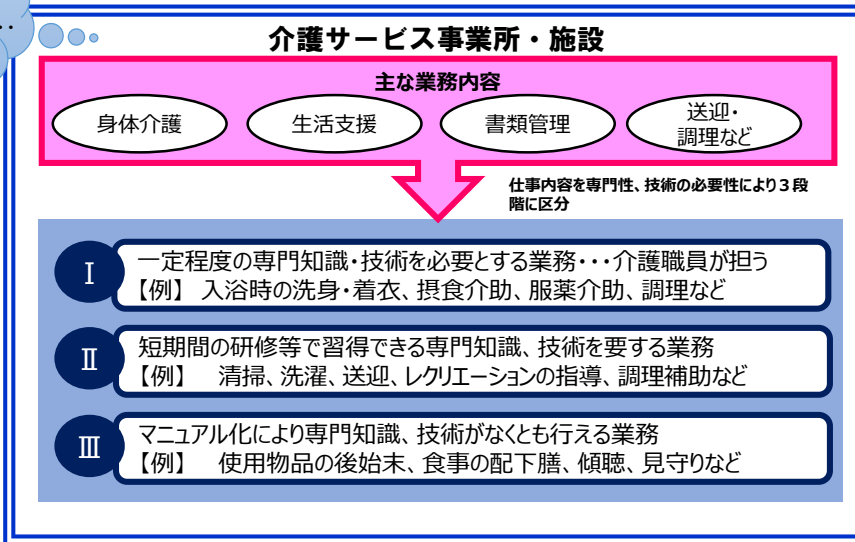
## 事業所等のサポートって仕事？

### 【有償ボランティア活動事業と仕事との区別】

仕事ではありません。あくまでもボランティアが行うことができる簡易な作業です。

例えば、介護サービス事業所等の業務内容を細かく分けてみると、Ⅲの業務はボランティアが対応可能なものになります。

例えば…



左の図の例では、Ⅰは介護の専門職、Ⅱ専門職以外の職員でも可能な業務、Ⅲは職員でなくボランティアでも可能な業務に振り分けができます。

## 活動したい人はどうすればいい？

### 【セカンドライフ応援ステーションへの登録方法】

「セカンドライフ応援ステーション」に登録して、活動の紹介を受けます。（登録票に記入し提出してください。）

謝礼金は口座振替になりますので、三条市高齢介護課へ口座振替申込書を提出していただきます。（6か月ごとに支払います。）



セカンドライフ応援ステーションのコーディネーターが全ての手続きをご案内します！  
お気軽にご相談ください。

## 謝礼金の一部負担って？

### 【有償ボランティア活動事業の依頼者一部負担分の支払い】

ボランティア活動の後、活動報告書を市へ提出いただきます。市が活動報告により謝礼金を活動した方へ支払った後、依頼者である事業所等へ一部負担分（1回400円）の請求書を送付します。

## お問合せ

### ★ボランティアの申込み

セカンドライフ応援ステーション

電話 0256-47-0033

相談窓口 三条市役所第二庁舎2階

月～金曜日 午前9時～午後5時

（土・日曜日、祝日、年末年始はお休みです。）

ボランティア  
したい！

ボランティア  
を頼みたい！

### ★事業に関する問合せ

三条市 福祉保健部 高齢介護課 企画調整係

電話 0256-34-5457